

東村山駅東口駅前広場再整備基本計画策定業務委託仕様書（案）

1 業務名称

東村山駅東口駅前広場再整備基本計画策定業務委託

2 目的

東村山駅東口駅前広場は、完成後50年余りが経過し、施設物の老朽化や歩行者と車両が交錯するなどの交通安全上の問題、交流空間の不足など諸課題を抱えている。

東村山駅付近の連続立体交差事業が進展する中で、市では令和3年度に東村山駅周辺まちづくり実行プランを策定し、その中で東口駅前広場のリニューアルを掲げ、東西駅前広場の連絡や歩行者中心の誰もが利用しやすい駅前広場への転換を図ることとしている。本市の中心核に相応しいまちの形成や更なる機能向上を目的に、令和5年度に策定する東村山駅東口駅前広場再整備基本計画の素案策定業務を委託する。

3 対象区域

東村山市本町2丁目地内 東村山駅東口駅前広場周辺（別紙 対象区域図のとおり）

4 業務期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日まで（予定）

5 業務内容

以下の業務について、支援を行う。なお、作成する資料等のデータは、市が加工できる形式のものとする。また、業務内容に変更が生じた場合は、市と受託者で協議し、変更できるものとする。

- (1) 現状整理
- (2) 将来駅勢圏人口の設定と規模の算定
- (3) 歩車分離を踏まえたロータリー機能及び接続道路の検討
- (4) 交流空間の創出検討
- (5) 適切な施設配置の検討
- (6) 配置計画案の作成

(1)～(5)の検討項目及び東村山駅周辺まちづくり実行プランの中で示す「再整備イメージ案」を踏まえ、配置計画案を3案作成し、土地利用・交通・利活用等の観点からメリット・デメリットを抽出し、比較評価する。

- (7) 東村山駅東口駅前広場再整備基本計画の素案で示す基本方針図の策定
(6)の3案から1案を選定し、イメージパースを作成する。

6 書類の提出

受託者は、本業務着手時及び完了時に、次の書類を市に提出するものとする。

- (1) 業務着手時
 - ① 業務着手届
 - ② 代理人及び主任技術者通知届
 - ③ 作業計画書
 - ④ 工程表（計画）
- (2) 業務完了時
 - ① 業務完了届
 - ② 工程表（実績）

7 再委託禁止業務

受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
なお、主要な部分とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

8 資料の貸与及び管理

受託者は、業務の遂行に必要な資料のうち、市が所有するものについては、貸与を受けることができる。受託者は貸与された資料の重要性を十分認識し、資料の破損、紛失、盗難等の事故の無いよう十分注意しなければならない。

9 機密の保持

受託者は本業務の遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、公共事業の受託者としての中立性を厳守しなければならない

10 業務実施状況等の報告

本業務実施中、市は必要に応じて受託者に対し、業務の実施状況の報告を求めることができる。

11 損害補償及び瑕疵担保

本業務中に第三者に与えた損害等は、すべて受託者の負担とする。また、業務完了後に過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、市の認める修正及びその他必要な作業を受託者の負担で行うものとする。

12 検査

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく、市に完了届を提出して検査を受けなければならない。市の完了検査を受検し、成果品等に誤り等があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって業務完了とする。

13 納入成果品

本業務の完了時には以下のものを提出する。

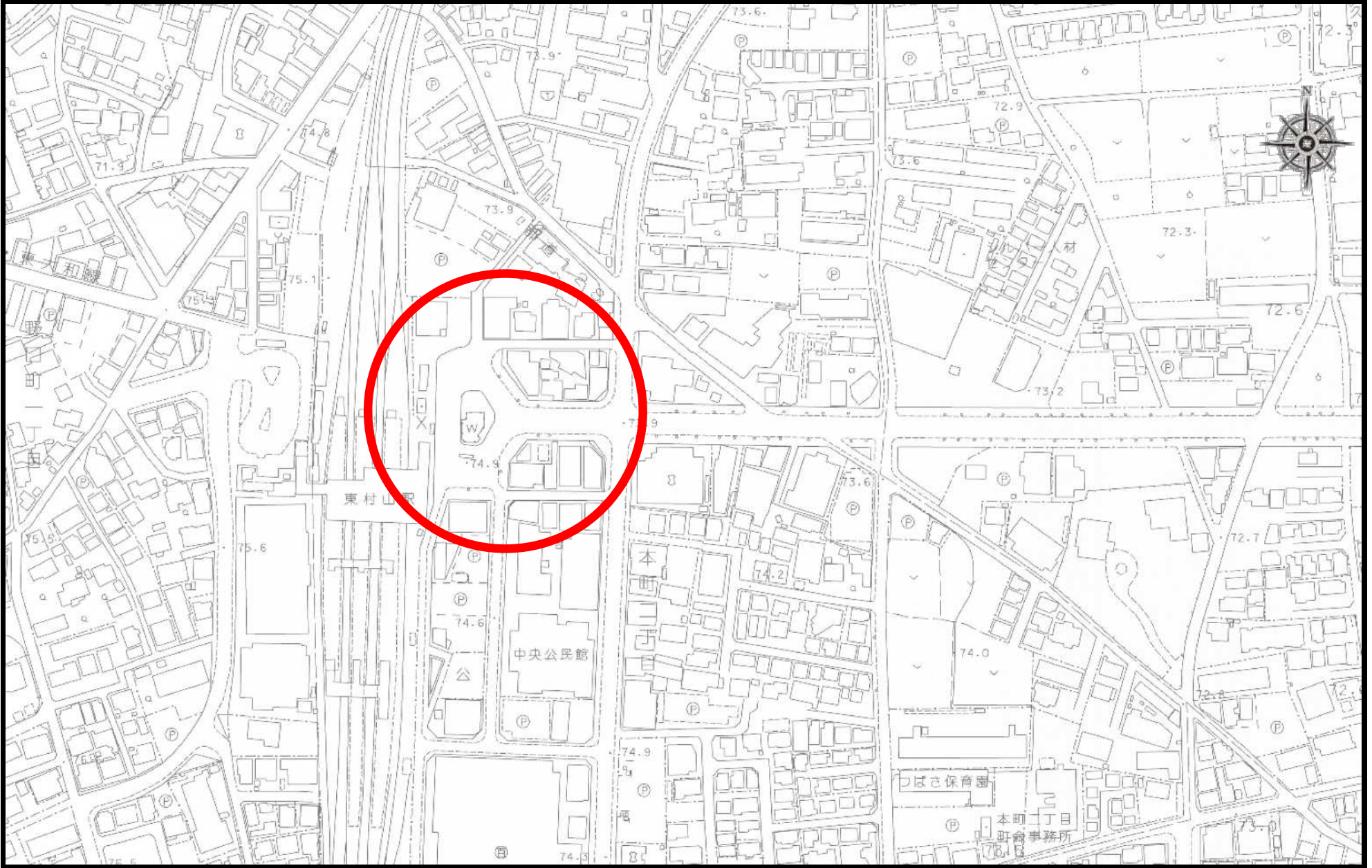
- ・本業務における報告書（A 4 版） 2 部
- ・報告書作成用基礎資料 1 式
- ・上記報告書及び報告書作成用基礎資料の電子媒体（CD-R） 1 式

1 4 成果品の帰属

納入された成果品、資料の著作権及び所有権はすべて市に帰属し、市の許可なく成果品および資料を公表、貸与及び使用することを禁止する。

1 5 その他

受託者は、本業務実施中に疑義が生じた場合は、市と協議を行い、業務の遂行に支障のないよう努めなければならない。



東村山市本町2丁目周辺

50m

